

家計を改善するために転居をご検討されている方へ ～ 住居確保給付金（転居費用補助）のご案内 ～

△ ご注意ください

- ①この給付金の利用にあたっては、名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンターの家計改善支援を受け、転居することで家計が改善されると認められている必要があるため、申請及び支給に至るまでに、一定の期間を要します。
- ②支払い済みの費用は、支給対象になりません。

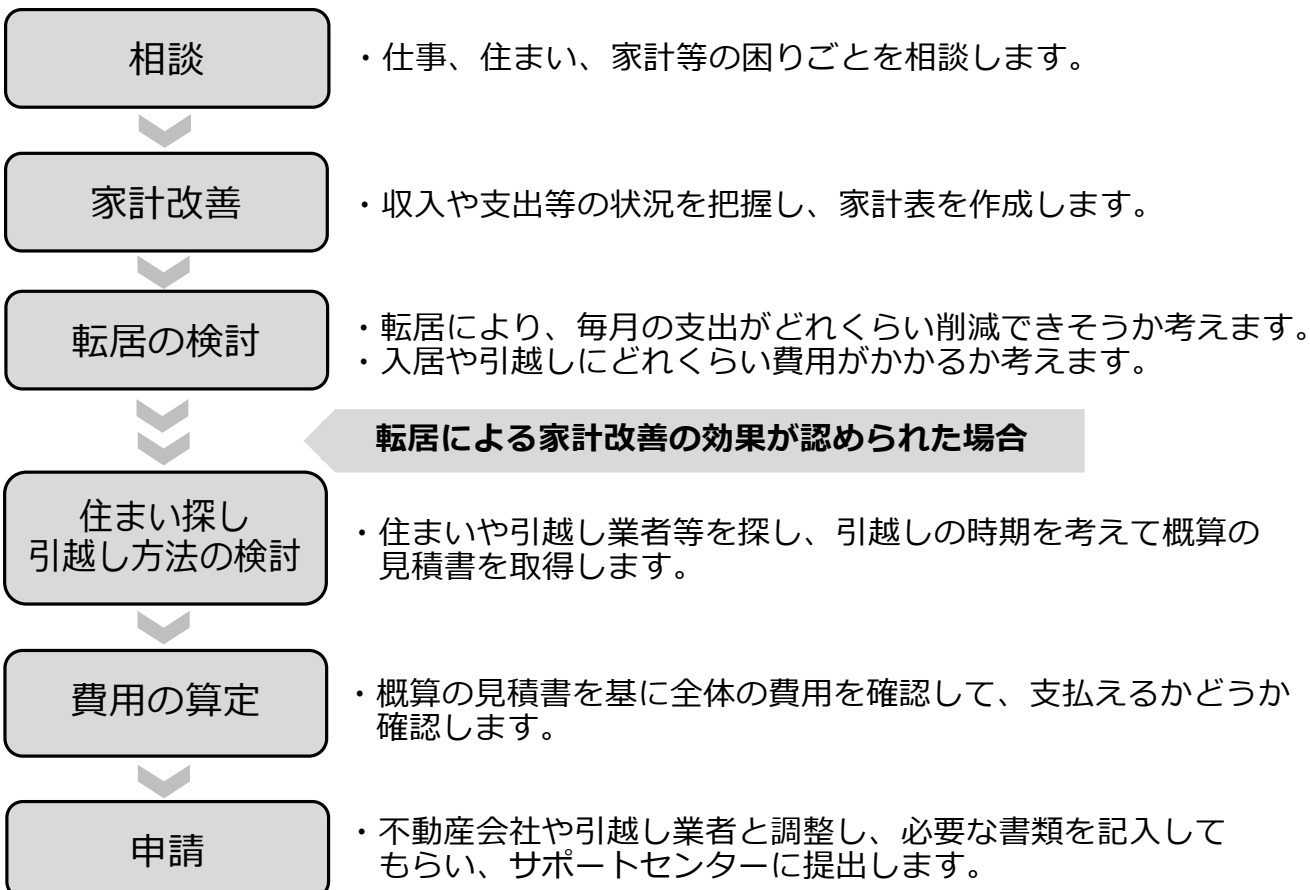
<家計改善支援とは>

自分で家計管理ができるようになることを目標に、家計の見える化を行い、家計表の作成等の支援を行うとともに、各種給付制度の利用や滞納の解消、債務整理に関する支援等を行うものです。

住居確保給付金（転居費用補助）とは

収入が著しく減少し、家計改善のため、転居により家賃負担等を軽減する必要がある方で、支給要件を満たす方に対し転居のための費用の一部を支給します。

申請までの流れ



※申請から給付金が振り込まれるまで、1か月以上かかりますので、それを踏まえてスケジュールを決める必要があります。

支給の対象となる費用

- ・ 転居先の住宅に係る初期費用
(礼金・仲介手数料・家賃債務保証料・住宅保険料・鍵交換費用)
 - ・ 転居先への家財の運搬費用
 - ・ ハウスクリーニングなどの原状回復費用
- ※敷金、契約時に払う家賃、家財や設備の購入費は対象になりません。
※引越しをキャンセルしたとき等にかかる費用は対象になりません。

住居確保給付金（転居費用補助）の支給対象者

※ 住居確保給付金は、生活保護と併せて受給できません。

申請時に、以下の①から⑧の要件にすべて該当する方が対象です。

- ① 離職等により収入が著しく減少し、住宅を失っている又は住宅を失うおそれがあること
- ② 申請日の属する月において、収入が著しく減少した月から 2 年以内であること
- ③ 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び同じ世帯の方の収入の合計額が収入基準額以下であること

○ 収入基準額の例（賃貸住宅に居住している場合）

世帯人数	基準額※ ¹	転居前の家賃額（上限）※ ²	収入基準額※ ³
1 人	92,000 円	37,000 円	129,000 円
2 人	139,000 円	44,000 円	183,000 円
3 人	172,000 円	48,000 円	220,000 円
4 人	214,000 円	48,000 円	262,000 円
5 人	255,000 円	48,000 円	303,000 円

※¹ 市民税が非課税となる収入額の 1/12 の額

※² 転居前の住居が名古屋市の場合（自治体における生活保護の住宅扶助額に準拠）

※³ 基準額+転居前の家賃額の合計

ただし、実際の家賃額が上限に満たない場合、その家賃額に伴い変動します。

- ⑤ 申請日において、申請者及び同じ世帯の方の金融資産の合計額が、④の基準額を 6 倍した額（ただし、100 万円を超えないものとする。）以下であること

（次ページへ続く）

○資産（預金等の金融資産）基準額

世帯人数	資産基準額
1人	552,000円
2人	834,000円
3人以上	1,000,000円

- ⑥家計改善支援事業において、転居により家計全体の支出を削減する必要があるが、そのための費用の捻出が困難であると認められること
- ⑦自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び同じ世帯の方が受けていないこと
- ⑧申請者及び同じ世帯の方のいずれもが暴力団員でないこと

支給額の上限

転居先の自治体における、生活保護の住宅扶助額に3を乗じて得た額（※）

※名古屋市においては5を乗じて得た額。ただし、実費が支給額を下回る場合は実費相当。

○名古屋市内に転居する場合の例（世帯人数が1人～6人の場合）

世帯人数	支給額の上限（計算式）
1人	240,000円（48,000円×5）
2人	260,000円（52,000円×5）
3人	280,000円（56,000円×5）
4人	295,000円（59,000円×5）
5～6人	315,000円（63,000円×5）

住居確保給付金（転居費用補助）の支給方法

提出された書類に基づき審査を行い支給決定した後、不動産仲介業者や引越し業者等の口座へ名古屋市から直接振込みます。

（審査には時間を要します。ただちに支給されるものではありません。）

転居後の確認について

転居後7日以内に、転居と費用の確認のため、住居確保報告書に、以下のものを添付して、ご提出ください。

- ・賃貸借契約書の写し
- ・住民票の写し、運転免許証、マイナンバーカードのうちいずれか1つ

※実際の支出額が申請時の見積もりと異なった場合は、お知らせください。
（実費が支給額を下回った場合、差額を返還していただく必要があります。）

再支給について

最後に住居確保給付金（転居費用補助）の支給を受けた月の翌月から1年以上経過しており、「住居確保給付金（転居費用補助）の支給対象者」の①～⑧の要件を満たす方は再支給の申請を行うことができます。

ただし、①について、収入が著しく減少した理由が自己都合による場合（自己都合による離職、体調不良による休業等）は、再支給の対象になりません。

ご相談はお近くのサポートセンターへ

サポートセンターへご相談の際は、あらかじめお電話ください。お住まいの区の担当以外のサポートセンターでご相談いただくことも可能です。

西区、中村区、中区、中川区にお住まいの方

「名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター名駅」

住所：名古屋市中村区名駅南1丁目5番17号 ネットプラザ柳橋ビル3階

開所日時：月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く） 第2・3土曜日
午前9時から午後5時 ※火曜日は午後8時まで

電話：052-446-7333

熱田区、南区、瑞穂区、緑区、港区、天白区にお住まいの方

「名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター金山」

住所：名古屋市熱田区新尾頭二丁目2番7号 富春ビル4階

開所日時：月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く） 第4土曜日
午前9時から午後5時 ※金曜日は午後8時まで

電話：052-684-8131

千種区、東区、北区、昭和区、守山区、名東区にお住まいの方

「名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター大曽根」

住所：名古屋市北区大曽根四丁目17番23号 イトーピア大曽根1階

開所日時：月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く） 第1・5土曜日
午前9時から午後5時 ※木曜日は午後8時まで

電話：052-508-9611